

農的空間と市民の暮らし研究会の運営業務報告書

平成23年3月

株式会社 地域計画研究所

農的空間と市民の暮らし研究会の運営業務報告書 目次

1 本運営業務の主旨

- (1) 背景及びねらい…………… 1
- (2) 研究会の開催内容…………… 2
- (3) 研究会開催に至るまでの経過概要…………… 3

2 研究会の開催経過

- (1) 第1回（2月8日、福祉とコミュニティ）…………… 9
- (2) 第2回（2月25日、農を取り巻くしごと）…………… 12
- (3) 第3回（3月8日、まちの中の農）…………… 15

3 農的空間の基本的な位置づけと今後の研究方向

- (1) 農的空間の法制度上の位置づけ…………… 19
- (2) 市場経済の中の都市農業と農的空間の価値…………… 21
- (3) 次年度以降の政策研究の基本方向…………… 23

資料編；研究会配布資料

- (1) 第1回研究会…………… 25
- (2) 第2回研究会…………… 65
- (3) 第3回研究会…………… 87

1 本運営業務の主旨

(1) 背景及びねらい

① 業務の背景

本業務は、中期4か年計画の政策課題へのアプローチ、農的空間活用実態の進展への対応、横浜会議の新展開の模索といった、次に示す3つを背景に実施された。詳細は(3)を参照。

- ・【中期4か年計画における郊外の新しい政策展開】 少子高齢社会の到来とそれにふさわしい地域資源や関係する主体を活用して、コミュニティ形成、教育、福祉、就労、経済等のさまざまな社会課題を解決し、郊外ならではの新しい暮らし方を再編、組み立て直す必要がある。
- ・【農的空間を活用した取組の活発化】 横浜市の郊外部は開発住宅地(生産緑地が散在)と一体的な市街化調整区域が島状に分布している。そこに残る集団的な農地や樹林地からなる「農的空間」の利活用が、農業者だけでなく福祉団体や市民活動団体等の取組として活発化しつつある。
- ・【横浜会議フォーラム開催を受けた政策研究】 平成22年11月20日には、横浜市の総合的な政策形成能力の向上を市民との協働によって実施することを目的とする「政策の創造と協働のための横浜会議」の一環として、「横浜郊外のこれから～農的空間と市民の暮らし」フォーラムが開催され、農的空間の多様な展開可能性が確認され、オープンな政策研究の必要性が話し合われた。

② 業務目的

本業務の目的は、横浜の持つ郊外の地域資源として多様な展開を始めている「農的空間」に注目して、コミュニティ形成をはじめ、教育、福祉、就労、経済等に影響を及ぼす可能性を事例検討や現状把握から探り、少子・高齢社会にふさわしい総合的な課題・テーマの検討といった視点も踏まえ、横浜会議の展開可能性やこれからの新しい都市政策のあり方などを概括的に俯瞰するために、連続研究会の運営、開催支援を行なうことである。

③ 業務内容

本業務は、上記目的を達成するため、以下の項目について実施した。

ア 研究会の運営

研究会の準備、当日の議事進行、テーマに応じた事例紹介や関係法令・制度解説等のアドバイスなど。

イ 研究会の議事とりまとめ

3回にわたる研究会の取組報告、意見交換などの記録をとり、各回の議事要旨としてのとりまとめ。

ウ 政策研究の方向性の提示

11月開催の横浜会議フォーラムや研究会での議論を総括し、平成23年度以降の政策研究のあり方や方向性を提示。

エ 報告書の作成

議事とりまとめや政策研究の方向性等を盛り込んだ報告書を作成。

(2) 研究会の開催内容

① 研究会の開催企画

ア 実施の時期と回数等

・平成 23 年 2 月上旬から 3 月中旬までの間に、合計 3 回実施。各回の進行役は、(株)地域計画研究所の内海。

イ 委員等の参加者

- ・外部の研究者（横浜市大・山藤氏、(株)浜銀総合研究所・東海林氏）
- ・テーマに応じた関連部署の職員（環境創造局農地保全課・農業振興課・農政事務所、健康福祉局企画課・障害企画課・高齢在宅支援課、共創推進事業本部共創推進課、建築局宅地審査課、市民局地域活動推進課、都市経営局政策課、関係区役所の担当課など）
- ・ゲストスピーカー（テーマに応じて取組報告をしていただく市民団体の方々。民生委員・高田氏、都筑ハーベストの会・佐々木氏、杜の会・師氏、就労移行支援センター・石井氏）
- ・参加を呼び掛けた市民・企業の方々（とつかりフレッシュファーム・川島氏、都筑フードネット・花田氏、(株)横濱屋本舗・丸山氏、(株)横浜食品サービス・河野氏など）
- ・横浜会議会員やフォーラム参加者のうち希望する市民の方々

ウ 研究会のテーマ

- ・第 1 回 福祉とコミュニティ
- ・第 2 回 農を取り巻くしごと
- ・第 3 回 まちの中の農

② 研究会開催結果概要

以上の企画のもとに研究会を 3 回開催したが、その結果概要は次の通り。

表 研究会の開催結果（概要）

開催時期・場所	研究テーマ・事例報告等	参加者
第 1 回 平成 23 年 2 月 8 日（火） 18:00～20:00 関内中央ビル 5 階 5 B 会議室	テーマ；福祉とコミュニティ ○11 月フォーラムの概要報告 ○事例報告 ・子ども支援菜園（高田氏） ・都筑ハーベストの会の取り組み（佐々木氏） ・杜の会の取組（師氏）	合計 41 名 内訳；研究者 2 名 ゲスト 4 名 市民 9 名 市職員 21 名 事務局 5 名
第 2 回 平成 23 年 2 月 25 日（金） 18:00～20:00 本庁舎 7 階 7 S 会議室	テーマ；農を取り巻くしごと ○事例報告 ・飯能市・富山市のソーシャルファーム（東海林氏） ・就労移行支援センター・チャレンジフィールド（石井氏）	合計 31 名 内訳；研究者 1 名 ゲスト 4 名 市民 8 名 市職員 13 名 事務局 5 名
第 3 回 平成 23 年 3 月 8 日（火） 18:00～20:00 本庁舎 7 階 7 S 会議室	テーマ；まちの中の農 ○これまでの研究会の整理 ○現状報告ととりまとめ ・横浜の農的空間の特徴と課題（内海氏） ・地域の中の農的空間の意味（中川氏） ○今後の研究のテーマの方向性の意見交換	合計 26 名 内訳；研究者 2 名 市民 6 名 市職員 13 名 事務局 5 名

(3) 研究会開催に至るまでの経過概要

① 横浜における農的空間の概況

○ 農的空間の構造的な特徴

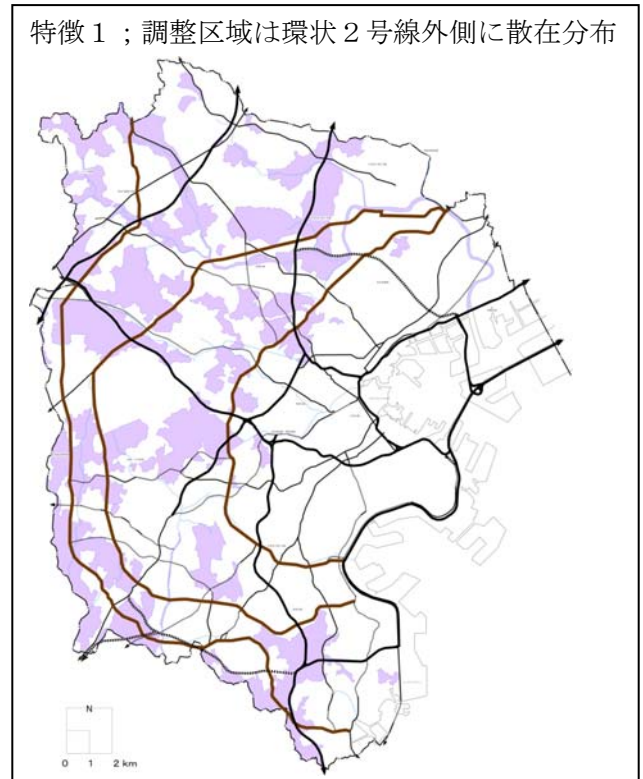
横浜の特徴は、環状2号線の外側に市街化調整区域を散在分布させた都市構造にある。この調整区域は市域の約1/4、1万haに及び、さらにその1/4の約2,500haが農地である。

しかも、これらの農地は、農業振興地域や農用地区域等の指定により、農業土地利用としての制限を受け、市内の農業生産の拠点的なゾーン（農業専用地区）として位置づけられ、農業利用が担保されているという特徴を有している。

市街化区域には、生産緑地としての農地が約340haと多く残り、市街化区域内の農地660haの1/2強の割合を占める。

以上のように、横浜の農的空間は、市街化調整区域内の拠点的な農地、市街化区域内の生産緑地が市街地と近接、隣接してある点が最大の特徴となっている。

特徴1；調整区域は環状2号線外側に散在分布



○ 土地利用の制限と農業生産の振興の方策

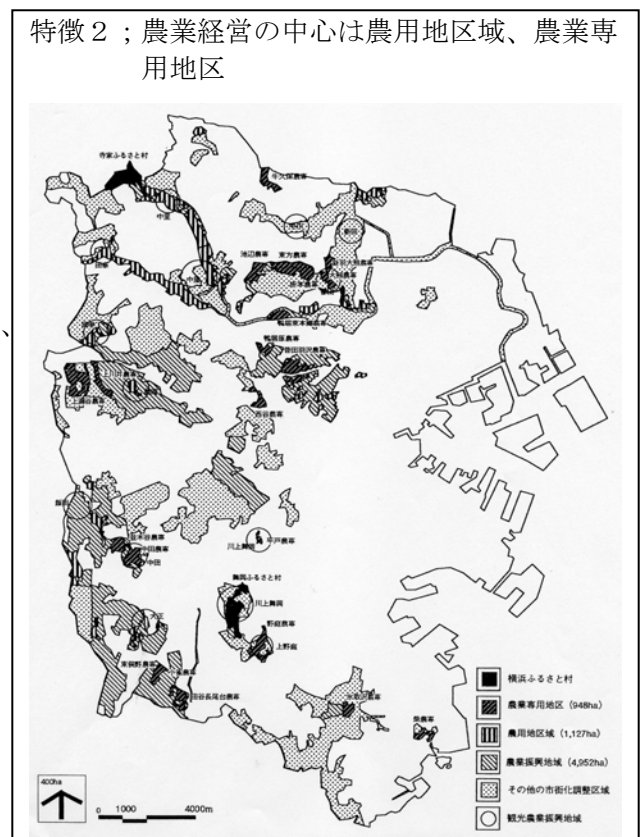
横浜の農業振興策は、農業土地利用の保全と安定的な農業生産の振興の2本柱で組み立てられ、実施されてきた。

農業土地利用を保全するため、農業振興地域及び農用地区域の指定をしているが、市街化調整区域の約47%を農業振興地域に指定しているものの、農地利用の担保性が強い農用地区域は1,045haで市街化調整区域の約10%と限定的である。

また、農用地区域と農業専用地区の指定により、基幹的な都市農業経営の育成、支援を重点的にすすめ、生産・加工部門はもちろん流通・販売部門の強化をはかってきており、ブランド化や地産地消などを推進している。

こうした施策を拡充してきている一方で、農業就業者の高齢化や兼業化などが進んだことで、遊休農地の増加が顕在化し、そうした農地の利活用が課題となってきている。

特徴2；農業経営の中心は農用地区域、農業専用地区



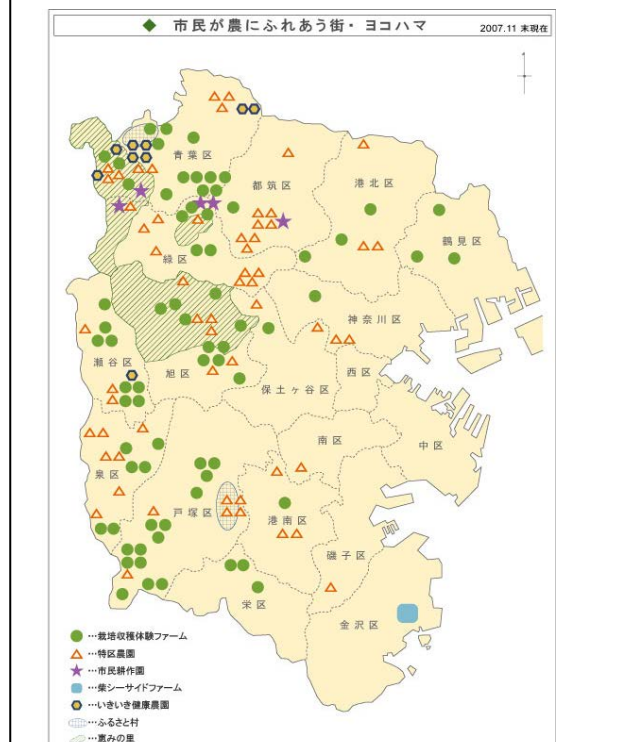
○ 市民利用型農園は多く、多彩に展開

市内には、郊外区を中心に、栽培収穫体験ファーム、特区農園、柴シーサイドファーム、市民耕作園、いきいき健康農園などの市民利用型農園が約 250 件あり、合計面積は約 30ha にのぼる。

その他にも、小中学校が地元農家の協力で、野菜畑や水田等を使った農体験活動に取り組んでいたり、寺家・舞岡のふるさと村や恵みの里では、イモ掘りやイチゴ狩り等の収穫体験をするなど、農的空間を活用した取組が住まいの身近で展開されている。

なお、横浜の農的空間が住宅地の身近にあることも手伝って、農産物の直売所は 1,000 件に達するほか、最近では、地産地消が注目され、郊外の区役所による農産物直売、直売所マップ作成、園芸講座の企画・実施、特産品を使った料理教室開催など、農的空間を利活用する施策が拡がりを見せはじめている。

特徴 3 ; 横浜の市民利用型農園は栽培収穫体験ファーム、特区農園等充実している



○ 農的空間の利活用は分野・対象とも拡がる

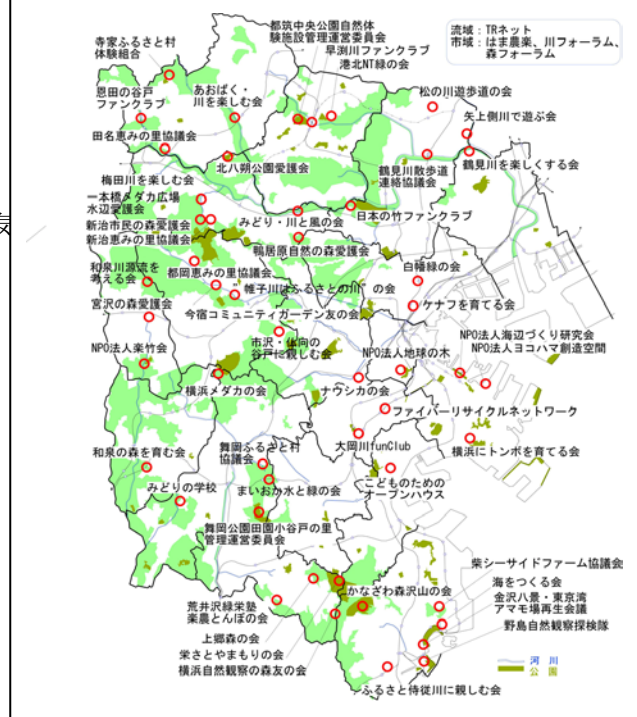
リタイアした方や元気な高齢者が増え、農園活動のニーズが高まる一方、子ども達の農体験学習の必要性が高まり、農的空間の利活用は大きな拡がりを見せている。

2 年間で座学・実践を学ぶ市民農業大学講座は、応募倍率が高く、なかなか入学できないほどの人気ぶり。その卒業生の「はま農楽」は 200 人を超す農体験リーダーの集まりで、援農や農園作りなどの活動に精を出している。

遊休農地を利活用して農園活動をする市民グループも多いが、最近では、社会福祉法人等の福祉団体や民生委員等による農園活動も増えている。

こうした農園活動を可能にしているのは、農地を提供し営農を支援する農家・農業者の存在であり、これからも農業者との連携が重要になる。

特徴 4 ; 農的空間の利活用は、福祉から環境、子ども、高齢者、障害者まで多様



② 平成 22 年 11 月開催の横浜会議フォーラムの概要

前述のような横浜市における農的空間の現状を踏まえ、人口の減少や少子・高齢化が進む中、郊外部の持つ資源である「農的空間」を活用して、コミュニティ形成や教育、福祉、就労・働き方、地産地消など様々な分野のニーズに総合的に対応できる郊外の可能性を、市民と行政が一緒に討議する場として、平成 22 年 11 月、横浜会議フォーラム「横浜郊外のこれから～農的空間と市民の暮らし」を開催した。

ア 開催概要

開催日時 平成 22 年 11 月 20 日（土） 14 時～16 時

場 所 横浜市開港記念会館 第 6 会議室

内 容

《第 1 部》 基調トーク

「農」と福祉や地産地消、食育などをつなぐ活動をされているゲスト 5 名によるトーク

[ゲスト] 石田 周一氏 社会福祉法人グリーン施設長
門倉 麻紀子氏 よこはま・ゆめ・ファーマー
川島 正和氏 とつかりフレッシュファーム会長
花田 勝文氏 都筑フードネット事務局長、有限会社串田酒店営業部長
宗像 千佳氏 いずみ野小学校栄養職員
コーディネーター
内海 宏氏 株式会社地域計画研究所代表

《第 2 部》 参加者全員によるグループ討議

Group1 食と教育

Group2 農がつなげるコミュニティ

Group3 農が生み出す福祉としごとのネットワーク



イ 議事要旨

(1) 基調トーク

■石田周一氏 社会福祉法人グリーン施設長

40 数年間、青葉区に住んでいる。その間この地域が都市化される状況を見てきた。グリーンは、障害者の福祉施設。地域作業所から始まり社会福祉法人になって 5 年目、現在、知的障害者を中心に 38 名が所属している。障害者にあつたやり方や機械を工夫して、堆肥を運んだり、稲刈りをしたりといった農作業をしている。また、直売所で野菜などを販売したり、調理班、おにぎり班が「自給的ランチ」やおにぎり弁当を作っている。障害のある人たちに、自分たちのやっている作業が、畑のため、野菜のため、ひいては地域みんなのためになっているんだと話して働いてもらっている。また、米、野菜が取れるだけでなく、人とのつながりも含め、みんなが作った宝物だ、とも言っている。「この子らに世の光を」ではなく、「この子らを世の光に」をテーマに活動している。

■門倉麻紀子氏 よこはま・ゆめ・ファーマー

親が高齢となったため、横浜市が中に入って「農ある街づくり協定」を結び、現在ボランティアとして「はま農楽（はまの～ら）」10 人に手伝いに来てもらっている。親子の食育では、収穫のほか、一緒に食事をしたりできるだけ長い時間をすごしてもらっている。それが楽しかった思い出に

なり、親になったとき自分の子供たちを連れて行きたいと思ってもらえれば、それが食育につながっていくと思う。また、老人ホームの高齢者を招待したり、小学校での給食の食材の搬入や出前授業といった地域と連携した活動も行っており、今後も続けていきたい。ほかに企業との連携では、TVKと連携して津久井在来大豆の作付をしたり、JTB等と連携して農体験をする地産地消ツアーなどを実施している。農業は、これまでは生産販売ということだけしてきたが、これからはいろいろなところと連携することで、農的空間がどんな財産になりうるかを模索しながら経営していくことも大事だと思う。

■川島正和氏 とつかりフレッシュファーム会長

とつかりフレッシュファームは、平成20年に市と戸塚区が始めた事業で、不耕作地を農地に復元するというもの。場所は俣野町で広さは300坪。広報に募集が載り、百数十名が応募、抽選で36名が決まった。参加条件は、・不耕作地の解消が目的、・作業はハードである、・収穫物は保証しない、・地域の清掃活動に必ず参加する、・期限は2年で最後は農地に戻して所有者に返す。このような条件ではあったが、荒れた農地を見るのは耐えがたかった。土地は所有者から横浜市が借り、指導農家3軒が指導をする。地域との関係では、メンバーが清掃活動に参加、小学校からはトイレ、駐車場などの場所を提供してもらった。これらを結びつけたのが、コーディネーター。3年目となった現在は、メンバーが自主的に運営することとなり、同じ土地を指導農家が借りる形で行っている。2年の活動を通してみると、ある程度地域に根付いた活動ができたかと思う。不耕作地はいろいろなエリアで発生しているので、これを何とか農地に戻す活動を続けていきたい。

■花田勝文氏 都筑フードネット事務局長、有限会社串田酒店営業部長

都筑区でもここ数年大型商業施設の相次ぐ進出の影響で、周りの小売店などは軒並みやめていつてシャッター通り化している。そこで、個人商店が互いの持っているネットワークを生かして、地域の活性化、店の活性化のため、港北ニュータウンに店を構えている店の店長に声をかけ、都筑フードネットを立ち上げた。都筑区は市内で最も多くの農家世帯数があり、年間約70種類の野菜が生産されているという特色を生かして、この野菜を使ったメニューの提案をし、農家と飲食店をつなぐ活動をしている。朝、農家で収穫した野菜を、午後回収して飲食店へ届け、飲食店ではその日のうちに食べていただく、という地産地消が行われている。現在は飲食店のほか、学校給食、老人ホーム、学童などにも野菜を届けるようになった。市内で野菜が作られていること自体認知されていないと感じ、地場野菜を使った料理コンテスト、親子料理教室なども行っている。

■宗像千佳氏 いずみ野小学校栄養職員

泉区いずみ野は、畑や田んぼが多く、野菜・果樹栽培、養豚、酪農といった多彩な農業が展開されている。この地を「心のふるさと」と感じ「心を育む教育」と、いずみ野小学校創立時から30年にわたり、地域と共に農業体験活動を行ってきた。地域の食材を教材とした給食を提供し、農家の方から農業を通して培ってきた知識や思いなど子どもたちへメッセージをいただく。子どもたちからは、農家の方へ手紙を書き、心の交流が生まれている。また、これらの取組を家庭や地域に発信し情報を共有している。子どもたちの野菜作りの朝練である「学び隊」、また、そこから生まれた6年生によるボランティアグループ「守り隊」が活動している。地域に材はたくさんあるが、それを生かしてつなげ、より価値のある教育財にすることで子どもの豊かな学びとなる。教育現場の栄養士はそのコーディネーター役であり、必要性和使命感を感じている。

(2) グループ討議

基調トークゲストと参加者が、テーマ別に3つのグループに分かれて、自由な討議を行った。
各グループでの主な発言の要旨は次のとおりである。

グループ1 食と教育

- 身近に生産者がいることで地元を好きになる。子どもたちが農を通して地域の大人たちを元気にする効果がある。子どもたちも「プチ作り手」として活動している。
- 親と共に行動する小学校低学年までが、親子で触れ合って体験をする時期。適切な時期に農に触れることが大切。
- いずみ野小は、地域の農家が協力的。これは横浜郊外ならでのことで、旧住民と新住民とがうまく付き合ってきた蓄積が効いている。農家と関係を作るために、学校や民生委員はじめ地域からの様々な形での支援が有効。
- つなぎ役となるコーディネーターが不足している。一人で全部できないのだから「つながる」ことが必要で、食育においては農業のプロと教えるプロをつなぎ、地産地消では、生産者と消費者をつなぐ。行政においても、つないでいく役割が大事。

グループ2 農がつなげるコミュニティ

- とつかりフレッシュファームは、石拾いなどの過酷な作業を、会員が会費を払って行うという事業。それでも、100名近くが応募した。この人たちは、一緒に汗を流すことなど、単に食べ物が取れるということとは違うものを求めて集まっている。始まってから2年経過し、区役所の手を離れて資金面での支援もなくなったので、会費を値上げして継続している。
- 個人で区役所にこういうことをやりたいと話をもちかけたが、話にのってもらえなかったという話があった。個人ではなく、仲間を募ったりコーディネートする人がいたり、そういう人のつながりの中で行政を動かしていくというのが、物事を進めていく上では大事なのでは。それを行政が応援するという形になれば、広報や参加者にとっての安心感などの面でやりやすくなる。
- とつかりフレッシュファームは2年限定であることが、参加しやすさにつながったのでは？
- 福祉団体で、イベントをやるときに、地域の人にも参加して欲しいという思いからチラシをまいたりしたのだが、なかなか人が集まらなかった。どのようにしたら、福祉の壁を取りはずして人の輪を作っていけるのか。
- 横浜の郊外まちづくりにとって、「農」は多面的な役割がありそうである。農に関わる食は、子どもや障がい者、高齢者などを立場を超えてつなぐ可能性があるのでは？



グループ3 農が生み出す福祉としごとのネットワーク

- 障害者にとっての農的空間の意味は大きい。室内の狭い空間で過ごすとかくトラブルになりやすいが、畑という空間で、個人のペースで体を動かし汗をかき、自然に触れ作物をつくり、自分が役立っているという実感を持てる貴重な空間となっている。ただ、プロにくらべると生産性は

かなり低い。

- 横浜のような都市における農業の特徴は、生産者と消費者が近くにおいて、消費の市場が大きいこと。高齢化が進む中、丘陵の多い横浜市では今後買い物難民が増えることも予想される。そうした中、生産と消費には、まだ大きな壁があるが、運搬や加工のプロセスが整い、近くで消費する仕組みをつくることは雇用の可能性も広げる。現在は、農業だけで収入を得るのは難しい状況にもあるが、二次、三次産業に比べて柔軟性のもてる産業だ。
- 農については、若い人から高齢者までのかかわりのニーズがあり、生活体験や風景として農的空間を実感している都市住民は多い。少子・高齢、人口減少社会を迎える中、今後の活用については、たとえば、耕作の放棄された土地の活用、廃校となった学校の活用など、土地利用の考え方の方向づけが必要だ。また、農地法の改正で、様々な法人が参加できるようになり、やっと時代が追いついてきた。
- 農地の様々な活用には、農と地域を結ぶコーディネート機能がとても大事だ。それは、外からの大きな力ではなく、地域の住民や、地域で生業を営んでいる人々がつなげていくものだ。

2 研究会の開催経過

(1) 第1回(2月8日、福祉とコミュニティ)

① 開催概要

日 時 ; 2月8日(火) 18:00~20:00

場 所 ; 関内中央ビル5階 5B会議室

テーマ ; 福祉とコミュニティ

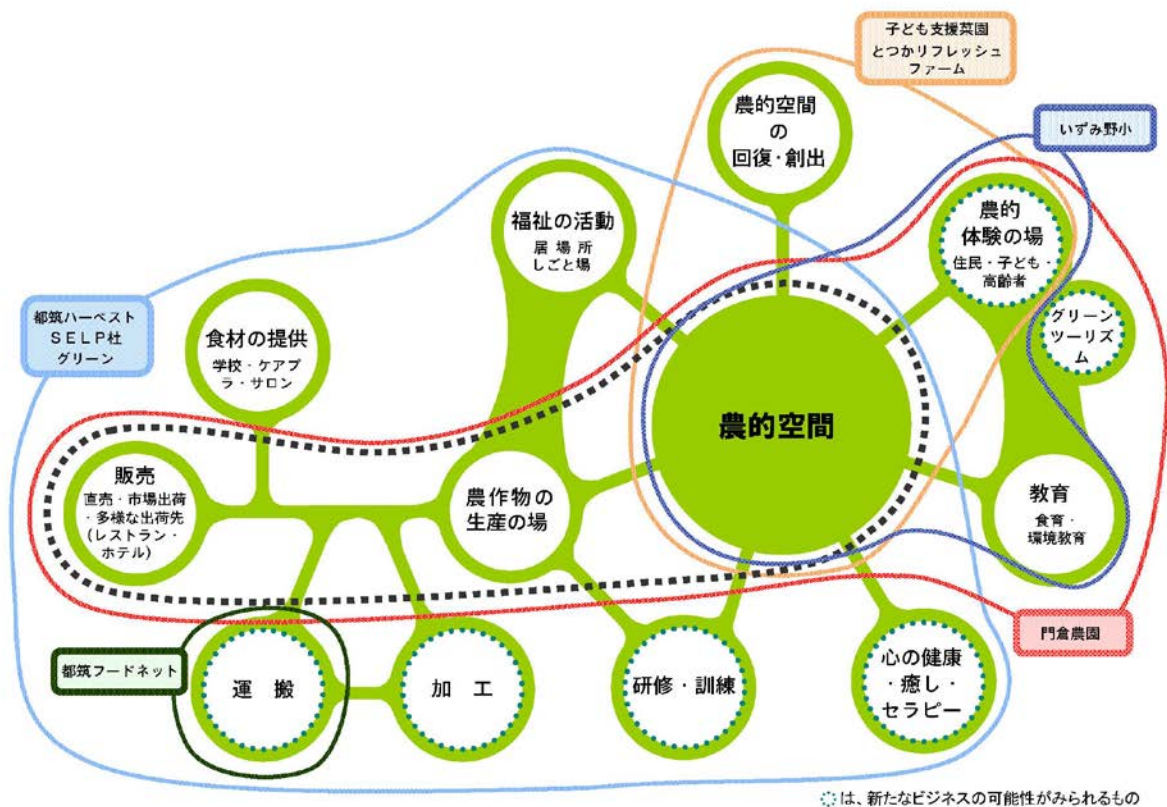
議 事 ;

- 11月フォーラムの概要報告
- 事例報告
 - ・子ども支援菜園(高田良活氏。栄区本郷中央地区民生委員・児童委員)
 - ・都筑ハーベストの会(佐々木秀夫氏。NPO 法人都筑ハーベストの会 理事長)
 - ・杜の会(師康晴氏。社会福祉法人杜の会 理事長)

【第1回のテーマと農的空間の関係】

○農的空間の利活用の代表的な取組として「福祉」と「コミュニティ」に関わるものがあり、コミュニティに関わる事例として「子ども支援菜園」、福祉に関わる事例として「都筑ハーベストの会」、「杜の会」をとりあげる。

○11月の横浜会議のフォーラムでの活動報告した事例も含め、福祉とコミュニティに関わる事例が農的空間の持つ役割・機能とどのような関係を持つのかを図示したものが下図である。福祉関連の都筑ハーベスト・杜の会・グリーンは生産・販売から福祉活動、癒し、訓練、加工・運搬までの幅広い領域に、コミュニティ関連の子ども支援菜園・とつかりフレッシュファームは農的体験、農的空間の回復等の領域、いずみ野小は農的体験、教育の領域、門倉農園は農業経営の側面も持つため農的体験から生産・販売までを含む広い領域をカバーしている。



② 事例報告結果の概要

- ・栄区本郷中央地区民生委員・児童委員による子ども支援菜園
～50坪の農園で、保育園や小学校の子ども達、福祉施設の高齢者などを対象に、農体験や食材提供等に取り組む。平成21年3月、民生委員27名とボランティア2名でスタート。
- ・都筑ハーベストによる福祉の活動・生産加工・販売等の活動
～精神障がい者を支援するNPO法人都筑ハーベストの会が、池辺(都筑区)・鴨居東本郷(緑区)等の約1,000坪の農園(借地)で、野菜栽培、味噌作り、農産物販売等に取り組む。
- ・杜の会による福祉の活動・生産加工・販売等の活動
～知的障がい者を支援する社福法人杜の会が、借地と寄贈の農園約1,500坪で、野菜栽培、自前給食やうどん屋等への食材提供、豆腐作り、農産物販売等に取り組む。

□ 3事例報告の結果

団体名等	団体の活動概要	農園等の取組みの概要	特色
①子ども支援菜園 ～栄区本郷中央地区民児協 高田代表	<ul style="list-style-type: none"> ・平成21年3月スタート ・本郷中央地区の民生委員・児童委員の活動として子どもの農園を運営。 ・桂台西の宅地の中の50坪を借り農園に。 	<ul style="list-style-type: none"> ・園児の食育活動(年6回) ・近隣の福祉施設・小学校との連携 ・高齢者食事会・子どもサロンへの食材提供 ・区民祭り参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・民生委員は農協の組合員で知り合いの農家に土地を借りる ・草取り・野菜の手入れに参加すると、地区社協の地域通貨発行(連携)
②NPO法人 都筑ハーベストの会 ～精神障がい者支援団体 佐々木理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・平成13年5月設立 ・農作業による心の回復を目指した活動 ・地域活動支援センター、都筑区生活支援センター、グループホーム2軒を運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・JA横浜実習園を皮切りに、池辺、鴨居東本郷等に、合計で約1,000坪を借地 ・30～40種類の野菜栽培・味噌・焼酎作り、農産物の販売を実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・心の障がいを個性として受け止め地域で暮らせるよう支援。 ・就労の場としてのモデルを成り立たせたい、という夢をもつ
③社会福祉法人 杜の会 ～知的障がい者支援団体 師理事長	<ul style="list-style-type: none"> ・平成10年、通所授産施設・SELPL 杜と中野地域ケアプラザの運営でスタート ・前記2施設運営から始め、障がい者用・高齢者用のグループホームを10軒運営 	<ul style="list-style-type: none"> ・栄区内の2か所(280坪、750坪)を借地、泉区の寄贈農地500坪の合計1,500坪を運営。 ・豆腐やパンなどの加工、販売も。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業による総売上は300万円と収益性は低い、自前給食、豆腐販売、うどん屋等への食材提供といった事業間循環を実現

③ 意見交換結果概要

3つの事例報告をもとに意見交換したが、その結果概要は次の6つにグルーピングされる。

- ・農地が開く豊かな空間
- ・農に関する事業を始めるときの相談先
- ・農家との関係づくりが大事
- ・農地に関わる法制度を踏まえる
- ・障がい者と地域の中の支援者
- ・事業性の確保、就労支援等が課題

□ 意見交換結果

《農地が開く豊かな空間》

- 子どもが、収穫物に歓声をあげ、バッタや蛙を見つけて大騒ぎ。農空間は大切な体験の場。
- 農を実践する中で遊ぶことが心の健康を取り戻すことになる。心の障がいのある人と一般市民が畑で自然に相互理解。
- 広い畑は、さぼれるし自由でいられる。心の障害をもった人が、笑顔になり会話ができるようになる。
- お金より野菜を採れた時の元気と笑顔が大事。
- 福祉と農業は相乗効果を発揮する。
- 教育と農業のつながりでは、学校の果たす役割が大きい。

《農に関する事業を始めるときの相談先》

- 福祉団体が農を通じた活動をしたいというケースが増えている。
- 農地の法律等が複雑なので福祉の担当課から農政事務所を紹介する。
- 農地の寄付を受けるときも、まず農政事務所に相談。

《農家との関係づくりが大事》

- 農協の知り合いから、高齢化して耕作できず困っている人の話を聞いたりする。
- 農家が高齢化すると耕作できずに、駐車場やアパートを造り、緑がなくなる。
- 空いていれば、草ぼうぼうでも借りたい、というニーズがある。
- 郊外は、農家、地主と住民が近接しているので関係を築きやすい。

《障がい者と地域の中の支援者》

- 農地を貸してくれた人が地元の大地主の場合は、反対されない。
- 地主がアパート建設しても反対されないので、グループホームはそうしたアパートを借りる方式でやっている。
- 支援する地主がいて、そうしたことを周りの地主が見て支援者になることが多い。
- 障がい者が施設に行き来する時の様子を見たりしていると、周りにいる人が理解をするようになる。
- パンや野菜の引き売り、高齢者宅への弁当宅配などは、安否確認にもつながる。
- 障がい者の工賃アップのためには、農産物や加工品を売るのが必須。
- 直売で顔の見える関係作りが大事。

《農地に関わる法制度を踏まえる》

- 農業経営のために農地法がある。レクリエーションのための市民農園は別。
- 以前から、教育・福祉・医療の法人は農業ができる許可対象。
- 正式に借りていないと農作物を販売できない（地主が売っていることになる）。

《事業性の確保、就労支援等が課題》

- 何が求められ、何が売れるか。売り先の確保、付加価値化などが大事。
- 障がい者の就労では、農産物の栽培・加工・販売を支援するスタッフ等が大事。
- 農作業を通して、生活リズムを作る、人を育てる、仕事をする力を育てる。
- 事業性を高める農地と地域とつながる農地がある。
- いいものをつくっていいものを得ることが大事。

(2) 第2回 (2月25日、農を取り巻くしごと)

① 開催概要

日時；2月25日(金) 18:00~20:00

場所；本庁舎7階 7S会議室

テーマ；農を取り巻くしごと

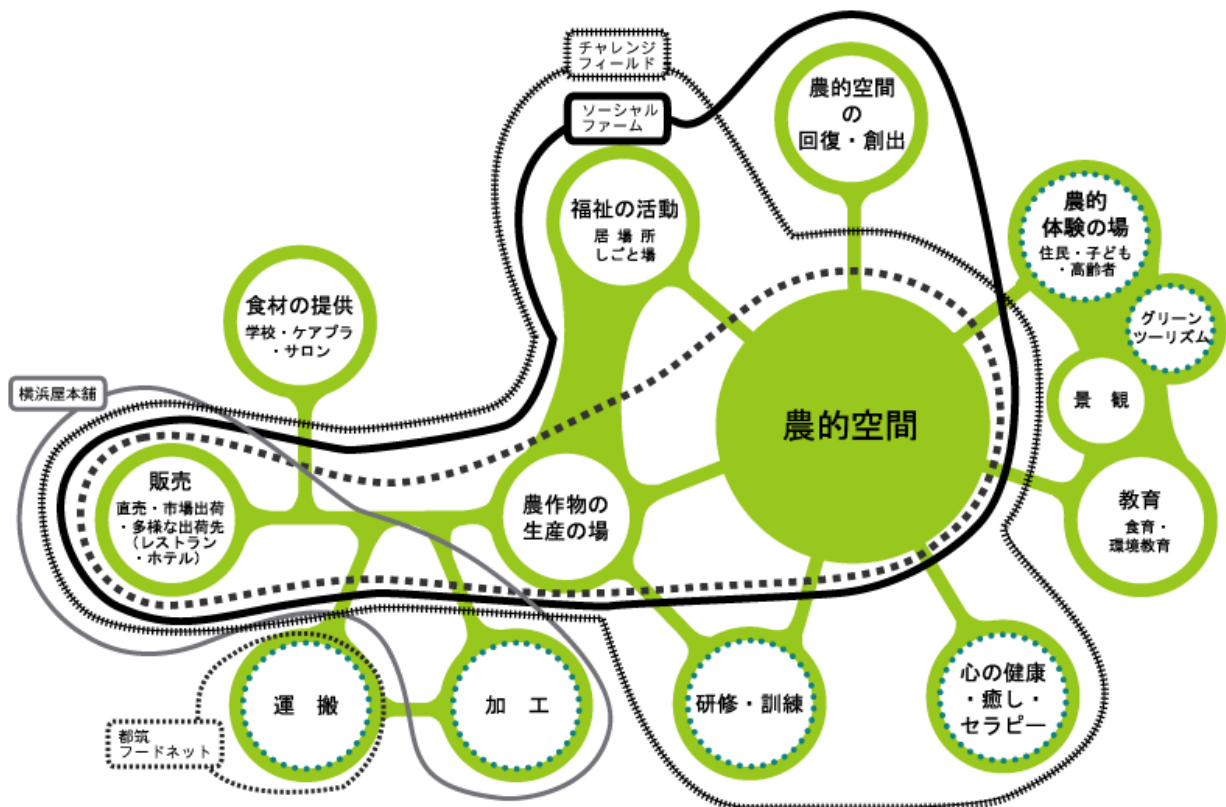
議事；

○事例報告

- ・飯能市・富山市の「ソーシャルファーム」(東海林崇氏。(株)浜銀総合研究所 副主任コンサルタント)
- ・就労移行支援センター・チャレンジフィールド(石井直行氏。(財)横浜市知的障害者育成会 就労移行支援センター長)

【第2回のテーマと農的空間の関係】

- 農的空間の利活用における重要なテーマとして掲げられるのは「仕事」に関わるものであり、社会的に不利な立場にある人を雇用する「ソーシャルファーム」の2事例、知的障がい者を対象とする就労移行支援センターのチャレンジフィールドの1事例をとりあげる。
- 農業者の経営は農的空間を使って生産、販売するのが基本であるが、「ソーシャルファーム」はそれら基本要素に農的空間の回復・創出、福祉の活動を付加した機能を持ち、チャレンジフィールドは基本要素に福祉の活動、研修・訓練、癒しが加わった領域をカバーしている。その他にビジネスへの拡がりをもつものとして、加工+販売(横濱屋本舗)、運搬(都筑フードネット)などがある。



は、新たなビジネスの可能性がみられるもの

② 事例報告結果の概要

- ・飯能市ぬくもり福祉会「たんぼぼ」の取り組み
 - ～休耕地1haを活用し、伝統野菜を栽培。高齢者施設やレストラン等の食材提供、漬物等と合わせて直売所等で販売
- ・富山市フォーレスト八尾会の取り組み
 - ～遊休農地を対象に、桑茶用の桑や野菜を栽培し、地元製菓会社と提携するほか、桑茶と菓子や山菜等とともに、富山空港等で販売
- ・就労移行支援センター・チャレンジフィールド
 - ～港南区の笠原農園で農作業の基礎訓練を行なったうえで、市内農家で様々な営農形態の応用研修、都筑区内で花き栽培をするなどして、公園愛護会等に販売

□ 事例報告

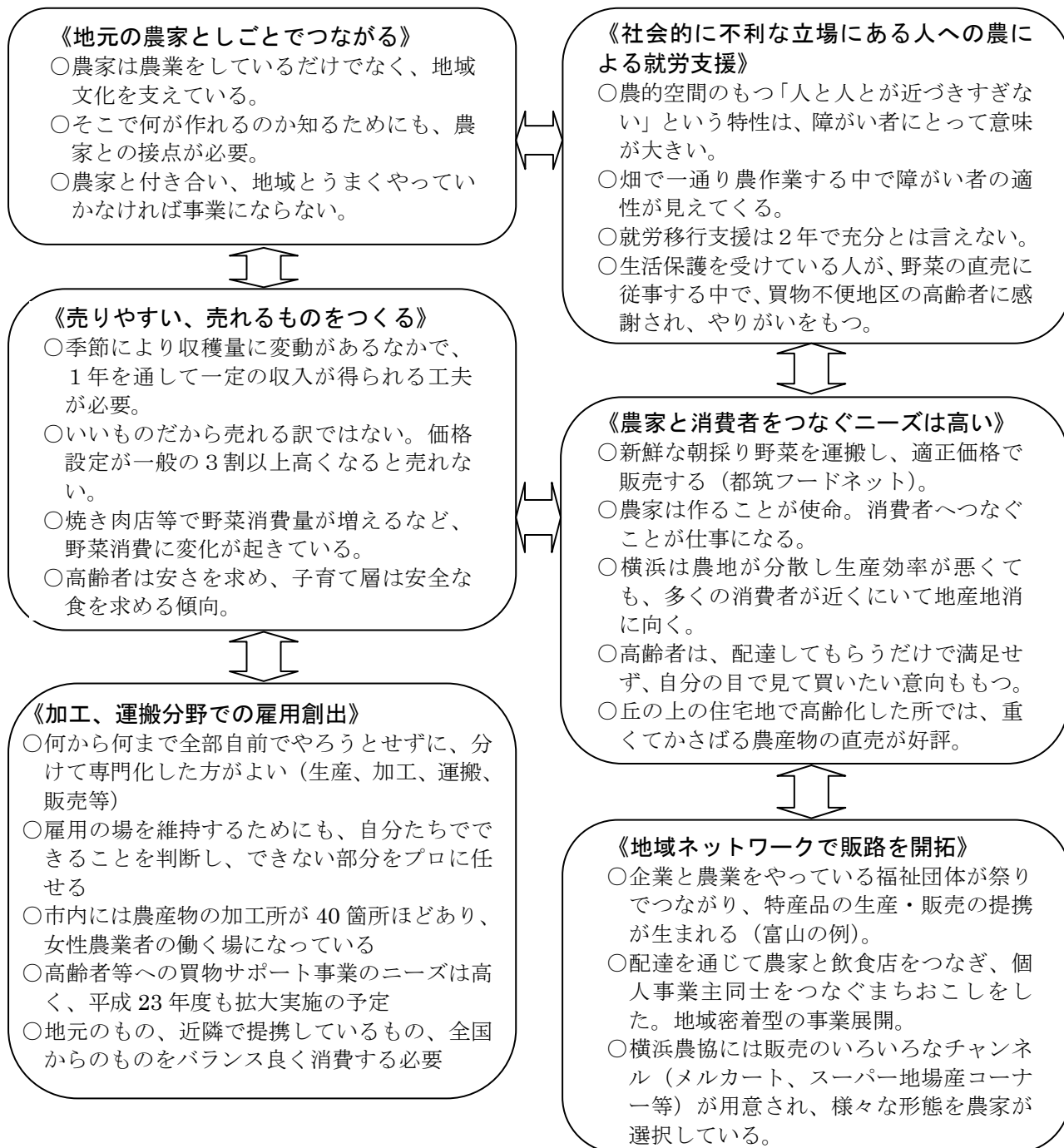
事例名等	団体の活動概要	農園等の取組み概要	特色
①ソーシャルファーム NPO法人 ぬくもり福祉会「たんぼぼ」 ～飯能市 東海林崇氏	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に不利な立場の障がい者、高齢者等を雇用することを目指す活動。 ・介護保険以前から高齢者への訪問介護事業を実施。その後、グループホーム、通所施設へと展開。 ・利用者の雇用の受け皿として農業に参入。 	<ul style="list-style-type: none"> ・平成12年農に関わる事業スタート。 ・点在する休耕地（合計1ha）を活用（農作業受委託契約）。 ・無農薬無肥料でブランド化を目指す。採算が合わず有機肥料に転換し、売れるものを栽培。 ・法人が運営する高齢者施設の食材、地元の提携レストラン、駅の直売所で販売。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農業指導者により、有機肥料で固定種の野菜を栽培。 ・漬物（加工品）。 ・市場調査で価格設定（作物により赤字）。 ・賃金を出すために赤字が続いている。資金力が必要。
②ソーシャルファーム 社会福祉法人 フォーレスト八尾会 ～富山市 東海林崇氏	<ul style="list-style-type: none"> ・社会的に不利な立場の障がい者、高齢者等を雇用することを目指す活動。 ・桑畑を活用し、桑に関わる伝統農業の復活事業。 ・自立支援法による障害者就労継続支援B型で賄っている。 	<ul style="list-style-type: none"> ・遊休農地桑畑の開墾再生（スローライフ特区の認定）。 ・桑茶用の桑の栽培。 ・地元の農家の指導。 ・農地を賃貸契約により確保。 ・補助金により耕運機等設備投資（2000万円）。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地元製菓会社と提携して、桑茶をペットボトルにして販売。 ・生産したものはすべて製菓会社に卸す（10kgあたり2300円で、年間2,000万円）。 ・富山空港で販売。 ・他に桑菓子、山菜などを販売。
③就労移行支援センター チャレンジフィールド センター長 石井直行氏	<ul style="list-style-type: none"> ・平成2年港南区でスタートした市単独事業の知的障害者農業就労援助事業。障害者の就労と農業の担い手拡充をめざしたものの。 ・障害者が多様な農作業を体験する中で、就労に向けた作業訓練、就労後の定着支援、社会性の習得を目指す。 ・平成19年から自立支援法に基づく就労移行支援事業（港南区）と「就労継続支援B型」（都筑区）を活用。 ・農家の障がい者への理解促進、障がい者の成功体験等による社会性の向上。 	<ul style="list-style-type: none"> ・農家研修は2年で、57名修了。うち23名が農業関係に就労。 ・基礎研修～笠原農園で農作業訓練（牛舎清掃、園芸、畑作、生活訓練を実施）。 ・応用研修～市内農家で農業技術取得（酪農、養豚、畑作、園芸、造園）を実践。 ・訓練期間は生産せず ・就労継続支援B型では、都筑区内で花き栽培。 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修期間は農家との受託契約で日当支給。 ・花きは、行政関係、一般市場、花壇関係に販売。 ・10万本の花のうち7～8万本を販売。 ・笠原農園は、農作物の栽培、出荷といった事業を展開しているのではなく、職業訓練の場である。

③ 意見交換結果概要

3つの事例報告をもとに意見交換したが、その結果概要は次の6つにグルーピングされる。

- ・ 地元の農家としごとでつながる
- ・ 社会的に不利な立場にある人への農による就労支援
- ・ 売りやすい、売れるものをつくる／農家と消費者をつなぐニーズは高い
- ・ 加工、運搬分野での雇用創出／地域ネットワークで販路を開拓

□ 意見交換（要旨）



(3) 第3回(3月8日、まちの中の農)

① 開催概要

日時；3月8日(火) 18:00~20:00

場所；本庁舎7階 7S会議室

テーマ；まちの中の農

議事；

- これまでの研究会の整理
- 現状報告ととりまとめ
 - ・横浜の農的空間の特徴と課題(内海宏氏。(株)地域計画研究所代表取締役)
 - ・地域の中の農的空間の意味(中川久美子氏。横浜市都市経営局政策課政策支援センター)
- 今後の研究のテーマの方向性に関する意見交換

② 現状報告ととりまとめ

1 横浜の農的空間の特徴と課題 内海

○まとめ～農業・農地の多面的な働き

- ・農家および市民生活にとって、農地が持つ機能は多面的(経済活動、安全な食の生産、環境としての空間、田園景観など)。
- ・レクリエーション、教育、福祉の側面をもち、地域文化を支えている農の機能もある。
- ・生活志向として、スローライフ派が増えている(郊外の暮らしと野菜づくりの仲間、健康グループ、またセカンドライフ就農など)。
- ・多様なニーズを未活用農地で受け止められないか。
- ・農政施策として重要なことは、簡単なことから農に関われる多様なメニューが用意されていることと、農にアプローチしたい市民が志向に合わせて選べること(情報や体験⇒農生産に直接参加⇒パート的援農⇒就農)。
- ・新しいライフスタイルとして、農的空間の新たな展開の可能性はある。

2 まちの中の農的空間の意味 中川

○少子・高齢化と農的空間

- ・人口構造が変わり、今後10年で、住まい、買物、交通等生活の幅広い分野にわたって大きな変動が起きてくる。コミュニティの問題として様々なことを考えなければならない。この中で「農的空間」はどう位置付けられるのかを明らかにする必要がある。

○農的空間の価値

- ・農的空間は、食育に関わる子どもの体験、教育、市民の農体験、福祉分野における居場所、生産活動、雇用創出、若い引きこもり層も含め就労移行の側面、セーフティネット、レクリエーション等、社会的に多様な意味を持っている。
- ・「横浜の緑に関する市民意識調査」によると、農体験を要望する市民は28%。農政が、ここ20年~30年で、多様な市民ニーズに対応しながら農家との信頼関係をつくってきたこと、技術指導及び市民が関わる農園をつくる等多様な農体験メニューを開拓してきたこと、宅地化の波に立ち向かって農的空間を守ってきたこと、そうした蓄積の上に今があることを認識すべき。多様なニーズに対応してきているということが横浜の特徴。
- ・農地を所有していない主体にとっては、活動の継続性や地主や近隣との関係等の問題があり、

コーディネート機能が不可欠、重要である。事例を見ると、コーディネート機能を発揮する人が、団体や農家や教育の現場にいて、成功につながっている。

○市場経済の中の農業

- ・市民サイドが、生産販売ニーズに対応しようとして、地域経済構造に寄与する本格的な就農の方向性を示している。かつては農地法の制約があつてなかなか難しかったが今は農地法の制約は概ね無い
- ・生産、加工、運搬など農的空間を就労の場とした展開が始まり、雇用創出できる可能性がある。
- ・実際は市場経済の中で農業経営は厳しい状況に置かれている。どう農業振興をしていくかや相続の問題等が解決されないと、農産物の生産の場である農地自体が減少していく。農的空間を都市の中にきちんと位置づけ、市場経済の中で生き残れる環境づくりが求められている。

③ 意見交換結果（概要）

現状報告ととりまとめをもとに意見交換を行なったが、その結果概要は次の7つにグルーピングされる。

- ・農地の多様な展開と生産性の問題
- ・農的空間展開モデルをつくる
- ・農家と消費者を結びつける流通が農業を変える
- ・農家の高齢化に伴う農地保全のあり方
- ・生産性にとらわれない取組の可能性
- ・荒れていく農地と今後の土地利用
- ・担い手としての障がい者

□ 意見交換結果（概要）

《農地の多様な展開と生産性の問題》

- 多様な農的空間の活用が法改正で可能になったが、農地の生産性の問題は、農地法の問題ではなく、農産物の価格が上がらないことが根底にある。機械等の設備投資が販売コストに見合わない。
- 福祉等活動法人は生産の見返りを回収しない事業でもよしとしている面があり、採算性に関心が低い。
- 教育活動も可能だが、加工も含み農家の人が面倒をみているが金銭的に足りているのか。泉区のサポーターズは市の事業になったが。
- 就労移行は、生産トレーニングが必要。農家側から見て場の提供と労力提供する場合採算に合うのか？公的にカバーできていない。
- 消費者に魅力ある付加価値を付けたものを出せる事業をする人がいるかどうか。農家のみでは難しい。アイデアを持つ人が出てくるのか。



《農家と消費者を結びつける流通が農業を変える》

- 多くの消費者は量販店でしか買っていない。量販店も地場野菜を客引きに使っているにすぎない。そこで消費者が何を思うかがポイント。
- 農家は家族でつくる量を生産し、地場野菜コーナー分しかつくらない。
- 横浜農協は、系列スーパーへの小さな地場野菜コーナー、支所の空き倉庫を使った中小規模の直売所の設置など、販売チャンネルを地域に増やす路線を選択、地域密着をはかっている。
- 農家が出荷していた近場の市場から中央市場への集約化が進んだが、産地と量販店の直接取引等に伴い中央市場での農産物取扱量は減少。
- ボリュームには限度があっても、農家がいいものを作り、一定の価格で継続的に販路に乗せることが重要。
- 市場型は、生活にリズムがつけやすい。直売型農業は経営としていいとは限らないが、高齢化で大面積を耕作できない。



《荒れていく農地と今後の土地利用》

- 農家によるアパート経営も、空き室が増えて、新規建設しなくなっている。投資されず荒れていく耕作放棄地。
- 新たなメニューとして高齢者向けケア付き住宅（高優賃）がある。箱を造るとNPO等が経営し貸し倒れが無い。
- マクロな考え方として、今後、宅地をコントロールして駅近くに高齢者を集め、離れたところは畑に戻す方式もある。
- 土地が私有地であるうちは私有財産制の限界がある。
- 利用を前提にした税制度の転換を進め、空いているものを低利用のものに代えていく「プラマイゼロの経済原理」で回す。

《農的空間展開モデルをつくる》

- 市場原理でいくと、農地はほとんど宅地になってしまう。補助金だけでなくコントロール手法（土地利用規制）を使って、採算の合わない農地でも多くの活用事例の中から農地の維持保全が成り立つモデルができないか。
- 地場野菜を使うニーズは年々高まっている。直売、飲食店等地元重視の販路を開拓することで、正当な価格になり、量販店等に対抗できるようになる。若手は、販路を開拓している。
- 個々の店舗と生産者とのつながり方、運搬の問題等が解決できれば、地元商店街の生き残りにもつながる。出口ニーズはあるがアイデア止まり⇒横浜産ケチャップの例では売るプロと生産者の組み合わせで成功。



《農家の高齢化に伴う農地保全のあり方》

- 農家側として1ha規模の農地を事業とする法人が増えれば農地の提供は可能。農家とニーズをコーディネート、様々な活用事例は農サイドの工夫でどうにかなるものではない。
- 農作業は市民の憩える場としての農地をコーディネート、マッチングできるかどうか。要。「農のある地域づくり協定」の実績は、5件。貸付型ではなく市民グループが農家と話し合い協定を結ぶ仕組み。ニーズは確かにあるので、実態を検証しつつ必要。
- 生活のために農家が残っていた農地が、相続で突然資材置き場になったりするケースが増えている。



《生産性にとられない取組の可能性》

- 農業以外の本業、たとえば高齢者事業を持って新たに農業に参入した事例では、組織づくりの面で困難があった。
- 農業以外の収入源、本業とのバランスが必要。
- 農家も不動産収入とバランスがとれていると、ミッションを持った農業経営にチャレンジできるという側面もある。



《担い手としての障がい者》

- フルタイムは無理で、短時間労働という生産性の低さがあるが、障がい者は多様で、「飽きない」持続力のある人が多く、農業の担い手として期待できる。
- 農家が障がい者を雇用した例では、障がい者の多様性に合わせて農機具等の装置を工夫した例もある。
- ユニバーサル農業として、市・県・農業者・福祉団体・中間支援団体が連携して推進している例もある（浜松市の京丸園）

④ 今後の研究テーマの方向性

事務局より、3回の研究会での議論を総括して、これからの研究テーマとして次の4つの柱が考えられると提起があった。

- 事例研究（海外事例含む）の継続と実態の実践的把握⇒大学と連携
- 情報共有の場（横浜会議）の継続
- 課題への取り組み展開⇒つながりモデルの試行
- 政策の枠組みづくり（市としての農的空間位置づけ及び政策展開の検討）

《方向性に関する主な意見》

- ・現都市計画そのものが成長型。都市縮減を計画的にやった事例というのはまだない。ヨーロッパの事例では、都市の中に緑を造る、都市の密度を下げる等がある。国も検討し、線引き制度（都市計画法）も変わるが、成長型からの転換は多くの制度が関わっており一気に進まない。
- ・多くの制度は、高度成長期以降大きく変化していない。政策の枠組みについては、都市計画面の動き、税制面の動き等も視野に入れて、長期的視点でやっていくべき。
- ・高層団地の植物工場（農業ベンチャー）は、大都市横浜で高層住宅の空いたところを使って実現できないか。市場出荷には向かないので、団地内での地産地消の取組として可能。レストラン等とは物々交換。
- ・事例から言えることは、市民と触れ合う機会をつくること。採算度外視して始めるにしても、農的空間と市民が触れ合うことで何かが始まる。時間のある人を取り込む等具体的事例をさらに調べる。
- ・農業をやりたい人とやっている人と農家をマッチングさせるコーディネート機能が重要。情報の共有によりやりたいと思っている人が取り組めるようになる。
- ・「場」は増えている。それがより横断的な場になって、政策部門の現場性とリンクする、その構造をどう作っていくかが重要。
- ・農に関わるいろいろな現象が出てきている。市としてその現象に踊るのではなく、その構造を検証すべき。そのために多くの関連分野から、どこにターゲットをあてるのか明確にし、研究を絞るべき。また、基本的なところ、すなわち農地は今どんな条件で維持されているのかというところをもう少し学ぶべき。また、分析部門が専門性を入れて検討すべき。

3 農的空間の基本的な位置づけと今後の研究方向

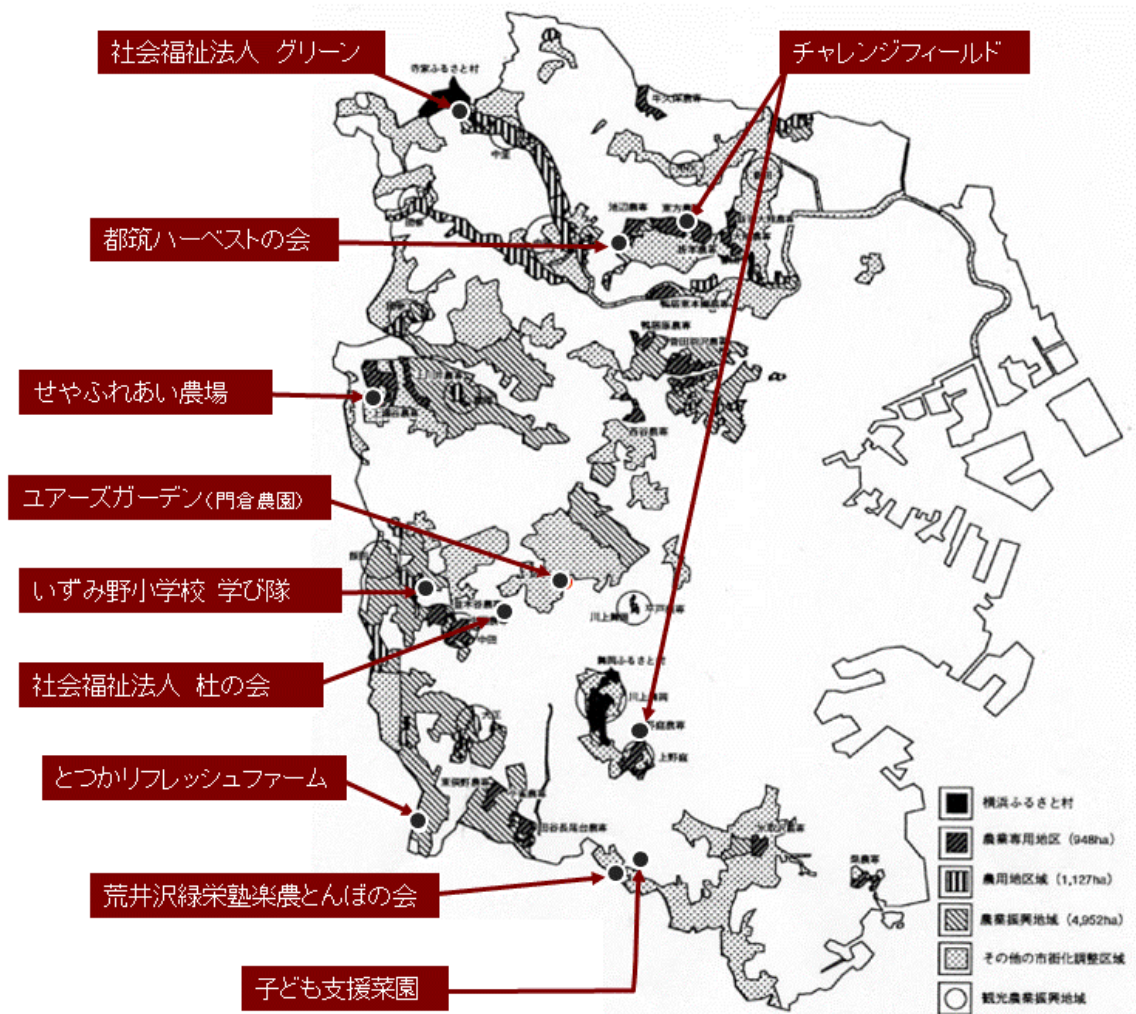
(1) 農的空間の法制度上の位置づけ

今回とりあげた主な取組事例は、青葉区の「グリーン」、都筑区の「都筑ハーベストの会」「チャレンジフィールド」から、泉区の「杜の会」「いずみ野小学校」、戸塚区の「ユアーズガーデン」「とつかりフレッシュファーム」、栄区の「子ども支援菜園」と、市街化調整区域の農地を中心に広く分布している。以下では、こうした農地が、どのような土地利用制限を受けたところに立地しているのか、農地法等でどのように位置づけられているのかを整理した。

① 事例にみる土地利用規制状況

今回の農的空間の利活用事例が立地した場所の土地利用制限状況は以下のとおりである。

利活用事例	土地利用制限状況
チャレンジフィールド、都筑ハーベストの会、グリーン	農用地区域（農業専用地区）内
とつかりフレッシュファーム、いずみ野小学校（学び隊農園）	農業振興地域内
ユアーズガーデン（門倉農園）、杜の会	市街化調整区域内
杜の会（寄贈農園）、子ども支援菜園	市街化区域内



② 利活用農地の法的な位置づけ

現在、福祉団体等が農地を利用するためには、賃貸借権・使用貸借権の設定や所有権の取得により権原を得る必要がある。これらの権利は、農地法第3条（農地又は採草放牧地の権利移動の制限）に基づく許可を農業委員会（または県知事）から得ることにより可能となっている。

今回取り上げた福祉団体等による利活用農地についてだが、任意団体によるコミュニティづくりでは、こうした権原は農地所有者のままとして、所有者への援農や所有者の指導による農業体験として活動しているケースが多い。一方、法人格を持つ福祉団体による営農活動では、農地法第3条に基づく許可や、特例として近年認められた一般法人の貸借として農地の利活用を実現しているケースが多い。

構造改革特区制度に由来する、行政が介在しての一般法人への農地貸付（特定法人貸付事業、平成17年～21年）や、平成21年の農地法改正により一般法人へ農地所有者から直接の貸借が可能になったことから、法人格を持つ団体には選択肢が広がっている。

表 福祉団体等による利活用農地の位置づけ

	法人名（法人格）	農地の所在地	農地の法的位置づけ	備考
コミュニティ 関連	とつかりフレッシュファーム管理組合（任意団体）	戸塚区東俣野町 約300坪	特区農園（特定農地貸付法に基づく市民農園）	利用者が管理団体を形成
	子ども支援菜園（任意団体）	栄区桂台西 約50坪	農地所有者の援農	知合いの農地の利用承諾
	ユアーズガーデン（任意団体）	戸塚区名瀬町	農地所有者の援農	農のある地域づくり協定事業を適用
	いずみ野小学校学び隊（任意団体）	泉区和泉町	農地所有者の援農	4～6年生の有志児童による朝練活動
	荒井沢緑菜塾楽農とんぼの会（任意団体）	栄区公田町 約500坪	農地所有者の援農	平成8年、栄区と南部農政事務所の支援でスタート
	せやふれあい農場実行委員会（任意団体）	瀬谷区瀬谷町 約300坪	農地所有者の援農	ヨコハマ市民まち普請事業として整備
福祉 関連	都筑ハーベストの会（NPO法人）	都筑区池辺町 緑区鴨居東本郷 計約1,000坪	一般法人の貸借（特定法人貸付事業＝横浜市が介在した貸付）	今後新制度（農地法3条又は利用権設定）へ移行を検討
	杜の会（社会福祉法人）	栄区上郷町 約1,000坪 泉区岡津町 約500坪 計約1,500坪	民間開発区域内農地の一時使用 福祉事業のための農地として所有権取得	開発計画の動向により対応を協議中 寄贈農地（農地法3条許可、福祉・医療・教育目的の法人は農地所有・貸借可能）
	グリーン（社会福祉法人）	青葉区 約1町2反（うち畑8反）	一般法人の貸借（特定法人貸付事業＝横浜市が介在した貸付）	今後新制度（農地法3条又は利用権設定）へ移行を検討
	横浜市知的障害者育成会（財団法人）	港南区上永谷町（笠原農園） 都筑区折本町（B型作業場所）	横浜市の賃貸借	自立支援法による就労移行支援事業・就労継続支援事業（B型）

(2) 市場経済の中の都市農業と農的空間の価値

これまでにみたように、横浜市の郊外部では、島状に分布した市街化調整区域の設定を基礎とした、農業専用地区やブランドづくりなどの都市農業振興策が実施されてきた。それらのストック、基盤のうえに、直売方式の普及や農業経営上の工夫などが進められることによって、横浜市では、消費に直結した市場経済の中の都市農業が独自に展開されてきたといえる。

しかし、農業者の高齢化、農業後継者の不足、離農者の増加等により、農地が有効に利用されずに手つかずのまま荒れるにまかせた事態も進んでいる。一方で、「横浜の緑に関する市民意識調査」(横浜市環境創造局)によれば、農体験に対する市民のニーズは28%にのぼっている。また、農地の活用に障害者や高齢者等の就労の場などとしての意味を見出している福祉団体が増えているなど、コミュニティづくりや福祉活動等という側面を持った農園活動が広がりや深まりをみせてきている。

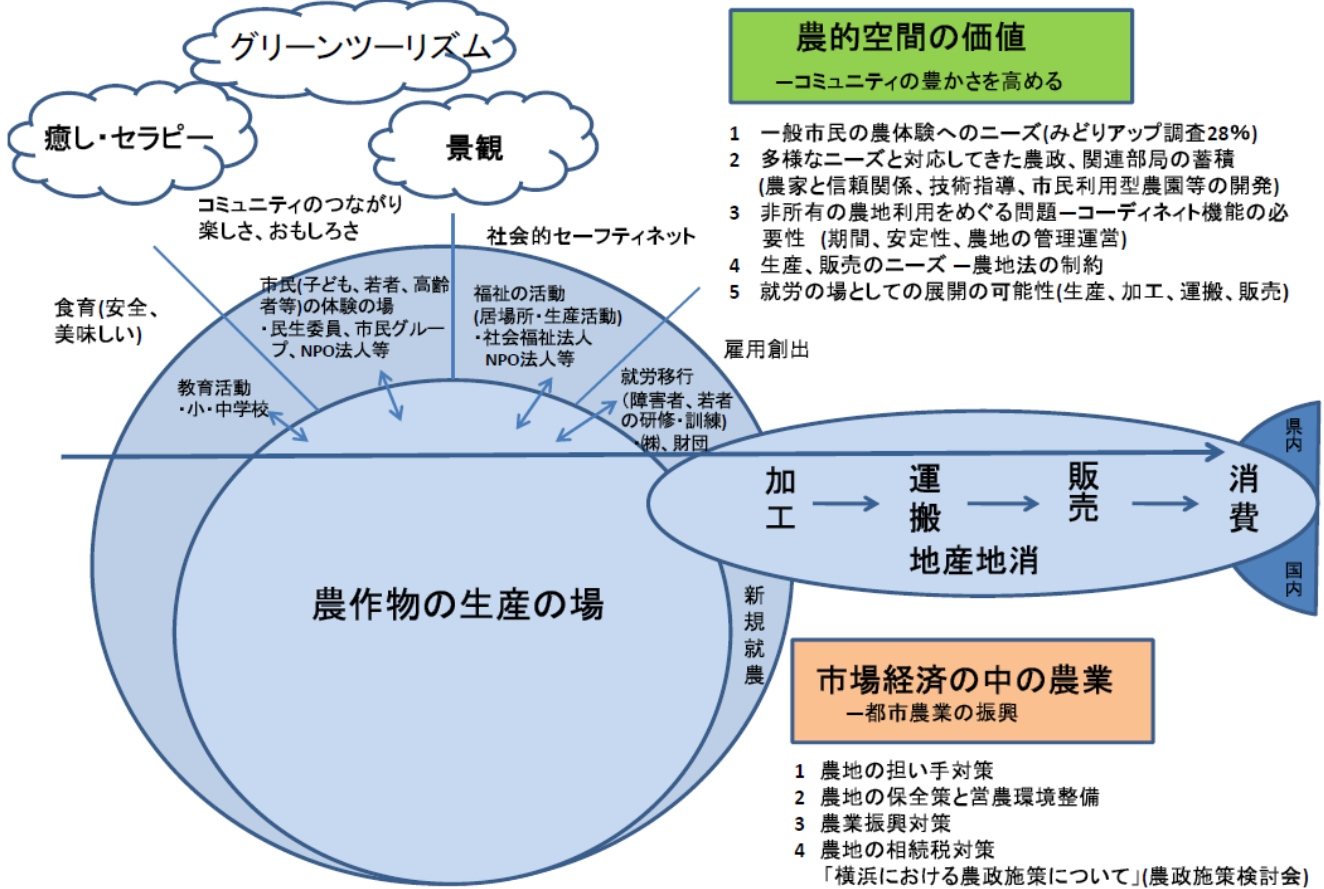
このような動きは、農地を持つ農業者の協力や連携、また、都市農業振興策といった基盤の上に成立していることは明らかである。今後とも、これまでに形成された農業基盤、生産・販売ノウハウ、横浜ならではの農体験メニューの開発等のストックのうえで展開される必要がある。

農に関連した取組は、生産、加工、運搬、販売、消費といった多様な形態をとりながら展開しているが、より広く「農的空間」という枠組における取組としてとらえることで、新たな価値を見出せる可能性があるだろう。例えば、癒し・セラピー、景観、グリーンツーリズム、コミュニティの形成などである。これらの取組は、市場経済の中の都市農業とは別に、農的空間の持つ新たな価値を明らかにし、郊外部を中心としたコミュニティをより豊かにするものとして展開していく必要がある。

【農的空間の新たな価値の可能性】

- 食育(食の安全、美味しい)
⇒教育活動。保育園・小学校・中学校
- コミュニティのつながり(楽しさ、面白さ)
⇒子ども・若者・高齢者等の体験の場。民生委員有志・市民グループ・NPO法人等
- 社会的セーフティネット
⇒福祉の活動(居場所、生産活動)。社会福祉法人・NPO法人等
- 雇用創出
⇒就労移行(障害者・若者の研修・訓練)。企業・財団等

「農的空間と市民の暮らし」—まとめに向けて



(3) 次年度以降の政策研究の基本方向

11月のフォーラム及び3回の研究会での議論、検討をとりまとめた結果、今後は、第3回研究会で提示されたことを基本に検討、推進することが確認された。つまり、次年度以降の政策研究としては、次の4本柱を継続的に検討していくものとする。

- ・事例研究の継続と実態把握
- ・情報共有の場としての横浜会議の継続
- ・農的空間活用モデル事業の試行・検証
- ・農を含めた郊外での生活の新しい政策の枠組みづくり

① 事例研究の継続と実態把握～横浜会議を活用した情報共有

今年度は、コミュニティ、食・教育、福祉活動、就労・仕事等をテーマに農的空間を利活用した市内の先進事例を取り上げ、それらの取組の実態や農園の規模や確保方策等を検討してきたが、今後とも、これまでの検討結果も踏まえ、さらに市内事例を収集しヒアリング等で事例研究を継続するとともに、国内外の類似事例の把握にも努める必要がある。同時に、利活用農地の法制度上の問題点・課題の整理や位置づけの明確化などの研究をすすめる点も重要である。

- ・農的空間を利活用した市内事例の収集、活動実態の把握（テーマの拡大も含む）
- ・市内事例研究のために参考となる、国内事例の収集、文献研究（浜松市京丸園等）
- ・海外の類似事例の研究（英独のクラインガルテン、米のコミュニティガーデン等）
- ・利活用する農地を維持するための条件、制度等の基礎研究

② 農的空間活用モデル事業の試行・検証

事例研究をすすめつつ新しい政策の枠組みづくりを実効あるものとするためには、農地（農家）と利活用したい市民団体等をつなぎ、活動として展開するモデル事業として試行、検証する取り組みが重要となる。この事業は、どこか具体的な地域で農家側や利活用側の動きがあるところで実施するのがポイントで、そのなかでは、実現のための手法・課題の把握、事業化プロセスの明確化、農地の法制度上の位置づけ検討、コーディネート機能の検証等の検討が欠かせないだろう。

③ 郊外部の農的空間を活かした新しい政策の枠組みづくり

これまで農に関連した政策は環境創造局の農政部門が行ってきているが、今後はそうした農業政策の基盤の上に、市民や企業等の新しいニーズを踏まえた、横浜郊外ならではの新しい政策を組み立て、展開していく必要がある。そのためには、農政部門と福祉局、経済局、市民局、建築局、区役所との連携、役割分担は欠かせないであろう。

現時点で考えられる枠組みとしては、以下が例示される。

- ・中期計画で位置づけられている「コンパクトな郊外まちづくり」としての枠組
- ・郊外部における地域力アップのためのコミュニティ政策としての枠組
- ・障害者や若者向けの新しい就労・雇用問題を解決するための枠組